

陳 情 書

【趣旨】

狛江市元和泉にある水道局住宅の空き室を、市内の老朽化住宅建替え時に仮住まい先として活用できるよう、狛江市から東京都へ申し入れ、その可否について書面での回答を得たい。

【背景】

多摩川住宅は都市計画法による「一団地の住宅施設」として建設され、築後 50 年以上経過しています。建物の老朽化、住民の高齢化が進む中でエレベーターの無い 5 階建て住宅の不便さ、空き室の増加による将来のスラム化への危惧、そして令和元年東日本台風による浸水被害もあり、令和 4 年 12 月に区分所有者の 90% 以上の賛成を得て建替えが決議されました。

建替えが具体化すると令和 6 年初頭には全世帯が退去せねばならず、引越し費用や仮住まい家賃負担、狛江市を遠く離れることによる生活の不安、地域コミュニティの断絶といった不安の声を多く聞きます。

狛江市内には他にも都営狛江団地の建替えが検討されている他、神代団地など昭和の高度成長期に建設された集合住宅が多く、今後このような課題は増えてくると考えられます。

【内容】

狛江市元和泉 3-13 にある東京都水道局狛江住宅は、現在数世帯が入居しているのみで、大部分は空室となったまま数年が経過しています。ここを市内の老朽化した住宅を建替える際の仮住まい先として、希望者に対して期限（多摩川住宅ニ棟団地の例だと 3 年半～4 年程度）を区切って貸し出すことにより、狛江市に住み続けたい、生活圏を大きく変えたくないという住民の希望に沿った形となります。

都の遊休資産を、老朽化住宅の民間による建替えを促進する一助として活用できるよう、狛江市から都へ交渉し、回答を得てもらいたい。